

総会

配布：一般

2018年1月23日

第72会期

議事日程議題72(c)

2017年12月19日に総会により採択された決議

[第三委員会の報告書に基づく (A/72/439/Add.3)]

72/191. シリア・アラブ共和国における人権状況

総会は、

国際連合憲章に基づき、

憲章の諸目的および諸原則、世界人権宣言¹および人権に関する国際規約²を含む、関連する国際人権条約を再確認し、

シリア・アラブ共和国の主権、独立、統一および領土保全に対するまた憲章の諸原則に対する総会の強い公約を再確認し、

2011年12月19日の66/176、2012年2月16日の66/253A、2012年8月3日の66/253B、2012年12月20日の67/183、2013年5月15日の67/262、2013年12月18日の68/182、2014年12月18日の69/189、2015年12月23日の70/234、2016年12月9日の71/130、2016年12月19日の71/203および2016年12月21日の71/248の総会諸決議並びに2011年4月29日の

¹ 決議217A(III)。

² 決議2200A(XXI)、添付文書。

S-16/1³、2011年8月23日のS-17/1³、2011年12月2日のS-18/1⁴、2012年3月1日の19/1⁵、2012年3月23日の19/22⁵、2012年6月1日のS-19/1⁶、2012年7月6日の20/22⁷、2012年9月28日の21/26⁸、2013年3月22日の22/24⁹、2013年5月29日の23/1¹⁰、2013年6月14日の23/26¹⁰、2013年9月27日の24/22¹¹、2014年3月28日の25/23¹²、2014年6月27日の26/23¹³、2014年9月25日の27/16¹⁴、2015年3月27日の28/20¹⁵、2015年7月2日の29/16¹⁶、2015年10月1日の30/10¹⁷、2016年3月23日の31/17¹⁸、2016年7月1日の32/25¹⁹、2016年9月30日の33/23²⁰、2016年10月21日のS-25/1²¹、2017年3月24日の34/26²²、2017年6月23日の35/26²³ および2017年9月29日の36/20²⁴の人権理事会諸決議、並びに2012年4月14日の2042(2012)、2012年4月21日の2043(2012)、2013年9月27日の2118(2013)、2014年2月22日の2139(2014)、2014年7月14日の2165(2014)、2014年8月15日の2170(2014)、2014年9月24日の2178(2014)、2014年12月17日の2191(2014)、2015年3月6日の2209(2015)、2015年8月7日の2235(2015)、2015年12月22日の2258(2015)、2016年2月26日の2268(2016)、2016年5月3日の2286(2016)、2016年10月31日の2314(2016)、2016年11月17日の2319(2016)、2016年12月19日の2328(2016)、2016年12月21日の2332(2016) および2016年12月31日の2336(2016)の安全保障理事会諸決議、並びに2011年8月3日²⁵、2013年10

³ 総会公式記録、第66会期、補遺 No.53 (A/66/53)、第I章、参照。

⁴ 同書、補遺 No. 53B および正誤表 (A/66/53/Add.2/ and A/66/53/Add.2/Corr.1)、第II章。

⁵ 同書、第67会期、補遺 No.53 および正誤表 (A/67/53 and A/67/53/Corr.1) 1、第III章、A節。

⁶ 同書、第V章。

⁷ 同書、第IV章、A節。

⁸ 同書、補遺 No. 53A (A/67/53/Add.1)、第III章。

⁹ 同書、第68会期、補遺 No.53 (A/68/53)、第IV章、A節。

¹⁰ 同書、第V章、A節。

¹¹ 同書、補遺 No.53A (A/68/53/Add.1)、第III章。

¹² 同書、第69会期、補遺 No.53 (A/69/53)、第IV章、A節。

¹³ 同書、第V章、A節。

¹⁴ 同書、補遺 No.53A および正誤表 (A/69/53/Add.1, A/69/53/Add.1/Corr.1 and A/69/53/Add.1/Corr2)、第IV章、A節。

¹⁵ 同書、第70会期、補遺 No.53 (A/70/53)、第II章。

¹⁶ 同書、第V章、A節。

¹⁷ 同書、補遺 No.53A (A/70/53/Add.1)、第II章。

¹⁸ 同書、第71会期、補遺 No.53 (A/71/53)、第II章。

¹⁹ 同書、第IV章、A節。

²⁰ 同書、補遺 No.53A および正誤表 (A/71/53/Add.1 and A/71/53/Add.1/Corr.1)、第II章。

²¹ 同書、補遺 No.53B および正誤表 (A/71/53/Add.2 and A/71/53/Add.2/Corr.1)、第II章。

²² 同書、第72会期、補遺 No.53 (A/72/53)、第II章。

²³ 同書、第V章、A節。

²⁴ 同書、補遺 No.53A (A/72/53/Add.1)、第III章。

²⁵ S/PRST/2011/16、安全保障理事会の決議および決定、2011年8月1日-2012年7月31日(S/INF/67) 参照。

月 2 日 ²⁶および 2015 年 8 月 17 日 ²⁷の安保理議長諸声明を想起し、

シリア・アラブ共和国における人道状況の深刻な悪化、17 万人以上の子どもの殺害を含む、40 万人以上の犠牲者を生じた、継続した重火器の無差別使用と空爆に関与したものを含む、無差別殺害と継続した広範かつ組織的な人権の甚だしい違反並びに虐待および戦争の手段としての文民の餓死によるものを含む、国際人道法の違反および国際人道法の下で禁止されている、塩素ガス、サリンおよびサルファマスタードを含む、化学兵器の使用、並びにシリア住民に対するシリア当局による宗派間の緊張を助長する暴力行為を含む、文民それ自体を故意に標的とすること、を強く非難し、

更なる違反と侵害の温床となる土壌を提供してきた、国際法の重大な違反および現在の紛争期間中に犯された人権の違反と侵害に対する刑事責任の免除の文化に深い懸念をもって留意し、

市民的、政治的、経済的および社会的権利の享受に関する制限についての世間一般の不満の表現の中で、文民の抗議者が、2011 年 3 月にダラアにおいて爆発させたことを想起し、そして後に文民の直接砲撃に段階的に拡大し、武器を用いた暴力の段階的拡大および暴力的な過激主義者集団並びにいわゆる ISIL(ダーシュとしても知られている)を含むテロリスト集団をあおった、シリア当局による文民の抗議者の暴力的な抑圧に留意し、

武力紛争の状況における、医療要員および専ら医療義務に従事している人道要員、彼らの輸送手段および装備、並びに病院やその他の医療施設を尊重しまた保護する、そして傷病者が、実行可能な限り最大限にまたできるだけ早く、治療と必要な注意を受けることを確保する国際人道法の下での具体的な義務もまた想起し、国際法の下で、軍事目標でないことを条件に、病院や傷病者が集められている場所に対して意図的に向けられた攻撃、並びに国際法に適合して 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ諸条約 ²⁸の特殊標章を用いた、建物、物資、医療部隊および輸送並びに要員に対して意図的に向けられた攻撃は、戦争犯罪であることもまた想起し、そして医療倫理に一致して医療活動を実行しているあらゆる人々の非処罰に関する国際人道法の適用可能な規則を想起し、

²⁶ S/PRST/2013/15、安全保障理事会の決議および決定、2013 年 8 月 1 日－2014 年 7 月 31 日(S/INF/69) 参照。

²⁷ S/PRST/2015/15.

²⁸ 国際連合、条約集、第 75 巻、Nos. 970-973.

莫大な人間の苦しみをもたらした過激主義や過激主義者の集団の拡散を助長してきたそしてシリア当局がシリア住民を保護できずまた国際連合機関の関連する決議や決定を履行できないことを示した、文民に対するシリア当局による軍事力の過剰な使用に深刻な懸念を表明し、

過激主義や暴力的な過激主義者集団、テロリズムやテロリスト集団の存在が残っていることにも深刻な懸念を表明し、そして紛争の何らかの当事者、とりわけいわゆる ISIL (ダーシュとしても知られている)、アル・ヌスラ戦線、アル・カーイダと協力関係にあるテロリスト集団、および政権に代わって闘っている民兵並びにその他の暴力的な過激主義者集団によるシリア・アラブ共和国において犯された人権のあらゆる違反および侵害並びに国際人道法違反を強く非難し、

シリア・アラブ軍は、2017 年 4 月のカーン・シェイクンにおける化学兵器としてのサリンの使用について責任を有するという、そしていわゆる ISIL (ダーシュとしても知られている) は、2016 年 9 月にウム・ハウシュにおいてサルファマスタードを使用したという化学兵器禁止機関・国際連合同調査メカニズムの最新の調査結果、並びにシリア・アラブ共和国による少なくとも 3 件の塩素攻撃およびいわゆる ISIL (ダーシュとしても知られている) による 1 件のマスタード攻撃という従前の調査結果に総会の最も深い懸念を表明し、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約²⁹の諸原則および「全人類のために、この条約の規定の実施によって、化学兵器の使用の可能性を完全に無くすという」同条約の締約国の決意を再確認し、また同条約が 2013 年 10 月 14 日にシリア・アラブ共和国において発効していたことに留意し、

シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会により実行された活動に対する支持を表明し、そして同調査委員会とのシリア当局による協力が無いことを強く非難し、

2011 年 3 月以降、シリア当局が、政策の問題として、一般住民に対する広範な攻撃を実施してきたという調査委員会の所見に重大な懸念をもって留意し、

非国家武装集団が、文民に対し武力の行使をまだ、用いているという調査委員会の所見にもまた重大な懸念をもって留意し、

²⁹ 同書、第 1974 巻、No. 33757.

シリア軍事情報施設の拘束者の報告されている殺害および強制失踪の広範な実践、恣意的な拘束および当局による集団絞首刑の報告されている実践並びにティシュリーンとハラシュタを含む、軍事病院における拘束者の報告されている殺害を含む、調査委員会の報告書に言及された、ブランチ 215、ブランチ 227、ブランチ 235、ブランチ 251、メッセ軍事基地の空軍情報調査局およびサイドナヤ刑務所を含むが限定されない、収容所における性的並びにジェンダーに基づく暴力の使用および拷問を強く非難し、

人道に対する罪および戦争犯罪が、シリア・アラブ共和国で犯されてきたようであるという、事務総長、国際連合人権高等弁務官および人権理事会の特別手続によってなされた声明を想起し、国際刑事裁判所にこの事態を付託するという安全保障理事会に対して高等弁務官によりくり返された勧奨に留意し、そして決議案³⁰が、加盟国からの広範な支持にも関わらず採択されなかったことを遺憾に思い、

事実調査委員会の調査結果そしてまたシリア当局により投獄された人の拷問と処刑に関する 2014 年 1 月の「シーザー」により示された証拠に含まれた主張に総会の最も深い懸念を表明し、そして将来の説明責任の取組のためにこれらの主張と同様の証拠が集められ、検討されそして利用可能とされる必要性を強調し、

安全保障理事会諸決議 2139 (2014)、2165 (2014)、2191 (2014)、2015 年 12 月 18 日の 2254 (2015)、2258 (2015)、2268 (2016) および 2286 (2016) の履行が大部分遂行されていないままであることに懸念を表明し、そして文民の保護および十分な、直ぐの、妨げられないそして持続的な人道的アクセスを通したものを含めて、シリア・アラブ共和国における人道状況に対処する取組を強化する緊急の必要性に留意し、

安全保障理事会諸決議 2170 (2014)、2178 (2014) および 2015 年 12 月 17 日の 2253 (2015) に対する総会の公約を想起し、

380 万人以上の女性と子どもを含む、530 万人以上の難民が、シリア・アラブ共和国を逃げる

³⁰ S/2014/348.

ことを強制されてきたことそしてシリア難民の近隣諸国、同地域および周辺のその他の諸国への流入をもたらしてきた、その 650 万人が国内避難民である、シリア・アラブ共和国における 1,360 万人が、緊急の人道援助を必要としていることを憂慮し、また状況が、地域のそして国際的な安定に対して示している危険に憂慮し、

2011 年 3 月の平和的抗議のはじまり以降の 17,000 人以上の子どもの死および更に多くの負傷者、並びに子どもの勧誘と使用、殺害と傷害、レイプ、誘拐や拉致そして学校や病院に対する攻撃、並びに子どもたちの恣意的な逮捕、拘束、拷問、虐待および人間の盾としての子どもの使用などの適用可能な国際法に違反して子どもに対して犯されたあらゆる深刻な違反および侵害に総会の心の底からの憤りを表明し、

シリア人に対して便宜を図る近隣諸国および同地域のその他の諸国により為されてきた著しい取組に対して総会の深い謝意を表明し、同時にこれらの諸国、特にレバノン、ヨルダン、トルコ、イラク、エジプトおよびリビアにおける大規模な難民や追い立てられた住民の存在が財政的、経済社会的小および政治的影響を増加していることを認め、

難民の地位に関する 1951 年条約³¹およびその 1967 年の議定書³²の適用可能な規定を含む、国際法に従った、難民と国内避難民の地元への安全かつ自発的な帰還および影響を受けた地区の生活復帰のための条件を築く極めて重要な必要性を強調し、そして難民を受け入れているこれらの諸国の利益を考慮しつつ、

2013 年 1 月 30 日、2014 年 1 月 15 日そして 2015 年 3 月 31 日に開催された、第一回、第二回および第三回のシリア国際人道支援拠出誓約会議のクウェート政府による主催を歓迎し、為されてきた人道援助の著しい誓約に総会の深い謝意を表明し、2016 年 2 月 4 日と 2017 年 4 月 5 日の、それぞれのシリア・アラブ共和国と同地域を支援することに関するロンドン会議とブリュッセル会議の共同開催のイニシアティブを歓迎し、そしてシリア人道アピールに対する迅速な対応とあらゆる従前の誓約を支払うという国際社会の全ての構成員への総会の呼びかけを更新し、

³¹ 国際連合、条約集、第 189 巻、No. 2545.

³² 同書、第 606 巻、No. 8791.

2012年6月30日のシリア行動グループの最終コミュニケ³³に基づくまた安全保障理事会決議 2254（2015）に適合したシリア危機に対する政治的解決を達成する国際連合およびアラブ連盟の努力並びにあらゆる外交努力もまた歓迎し、

一般住民の保護および最終コミュニケに従ったまた安全保障理事会諸決議 2254（2015）と 2258（2015）に適合した、信頼に足る、包括的なそして無宗派の統治を確立するシリア政治プロセスの完全実施を目的とする、シリア担当事務総長特使の取組に対する十分な支持を表明し、特使に対し、純粋な政治的移行への道を開くことを促し、安保理決議 2336（2016）において安全保障理事会により指摘されたように、シリア・アラブ共和国における停戦の確立を促進するための仲介努力に感謝しつつ留意し、そして暴力を終わらせる努力を支援し、それと同時に違反に深い懸念を表明し、全ての当事者が、シリア・アラブ共和国において停戦するという自らの公約を尊重することを要求し、そして全ての加盟国、特に国際シリア支援グループの加盟国に対し、これらの公約を尊重することまたこれらの決議の完全実施を確保するため、自らの影響力を行使すること、シリア・アラブ共和国における紛争に対する政治的解決を達成するために不可欠である、恒久的かつ永続的な停戦のための条件を創造する取組を支援すること、そして人権の組織的な、広範なそして大規模な違反と侵害並びに国際人道法違反を終わらせることを促し、

1. シリア・アラブ共和国における国際人権条約の組織的な、広範なそして大規模な違反と侵害および国際人道法違反、並びに文民地区におけるまた文民の生命を奪い続けている民間の社会資本に対する攻撃、とりわけ医療施設および学校に対する攻撃を強く非難し、また全ての当事者が、国際人道法の下での自らの義務を遵守することを要求する。

2. 2011年の平和的抗議が始まった以降、自国民に対するシリア当局による継続した武器を用いた暴力を憂慮した最も強い文言で非難し、そしてシリア当局が直ちに、自国民に対する攻撃に終止符を打ち、避けるためにあらゆる実行可能な予防策を講じ、そしていずれにしても、偶発的な文民の生命の損失、文民の傷害および民用物に対する損害を最小化しそしてシリア住民を保護する自らの責任を果たした安全保障理事会諸決議 2254（2015）、2258（2015）および 2286（2016）を直ちに履行することを要求する。

³³ 安全保障理事会決議 2118（2013）、添付文書II。

3. 全ての加盟国、特に国際シリア支援グループの構成国に対し、紛争に対する永続的なまた包括的な政治的解決だけが、国際人権法の組織的な、広範なそして大規模な違反と侵害並びに国際人道法の違反に終わりをもたらしることができるので、安全保障理事会決議 2254 (2015) に適合した、国際連合の後援の下で、国全体の停戦に向けて活動することにより、シリア紛争に対する政治的解決のための継続した交渉のための条件を創造すること、完全な、直ぐのそして安全な人道的アクセスを可能にし、そして恣意的に拘束された者の解放を導き出すこと促す。

4. シリア・アラブ共和国における兵器としてのいずれかの当事者による、塩素、サリンおよびサルフアマスタードなどの、何らかの化学兵器のあらゆる使用を強く非難し、そしてまたシリア政権およびいわゆる ISIL (ダーシュとしても知られている) は、化学兵器の何らかの更なる使用を直ちに思いとどまることを要求する。

5. いずれの場所での、何時でも、いずれかの者による、あらゆる状況の下での、化学兵器のどんな使用も、受け入れがたいことそして国際法の違反であることを強調しつつ、また化学兵器の使用に責任を有する個人は責任を問われなければならないとまた問われるべきであるという強い信念を表明しつつ、可能な限り最も強い文言での、あらゆる状況の下でのいずれかの者による化学兵器の使用についての総会の非難を再確認する。

6. シリア・アラブ共和国は、化学兵器を使用し、開発し、生産し、その他の方法で取得し、貯蔵または保持してはならず、またはその他の国家若しくは非国家主体に対し、化学兵器を直接にまたは間接的に、譲渡してはならないという、安全保障理事会の決定を想起し、また安保理の決定を守ることに於いて、シリア・アラブ共和国における化学兵器の使用に責任を有する者は、責任を問われるべきであるという総会の強い確信を表明し、そして化学兵器禁止機関の検証措置の著しい強化を求める。

7. 2017年10月26日の化学兵器禁止機関・国際連合同検証メカニズムの報告書³⁴において同メカニズムによりそして2017年8月8日の国際独立調査委員会の報告書³⁵において確認されたように、子どもと救援要員を含むおよそ100名の文民の死をもたらした、カーン・シェイクンに

³⁴ S/2017/904 を参照。

³⁵ A/HRC/36/55.

におけるシリア・アラブ共和国によるサリンガスの、2017年4月4日の使用を強く非難し、アル・ラタミナにおける2017年3月30日の攻撃を非難し、そしてシリア政権は、化学兵器の使用を直ちに止めることまた化学兵器の使用に責任を有する者が、責任を問われることを要求する。

8. カーン・シェイクンにおける2017年4月4日のサリンガス攻撃に責任を有しているとしてシリア空軍を特定している化学兵器禁止機関・国際連合同検証メカニズムによる調査および2017年8月8日の調査委員会の上記報告書を深刻な懸念をもって想起する。

9. 化学兵器禁止機関の事実調査ミッションおよび化学兵器禁止機関・国際連合同検証メカニズムにより困難な条件において実施された活動、その十分に確立された方法論および化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約²⁹と化学兵器の不拡散体制を守ることに於いて同機関が果たしている非常に重要な役割を称賛し、2016年8月24日³⁶、2016年10月21日³⁷および2017年10月26日のその報告書を含む、合同検証メカニズムの報告書を歓迎し、そしてシリア・アラブ共和国の軍が、シリア・アラブ共和国における少なくとも四回の攻撃（2014年のタルメネス、2015年のサルミン、2015年のクメナスそして2017年のカーン・シェイクン）における化学兵器の使用に責任を有したというまたいわゆるISIL（ダーシュとしても知られている）がシリア・アラブ共和国における二回の攻撃（2015年のマレアと2016年のウム・ハウシュ）について責任を有していたというその調査結果について深い懸念をもって留意する。

10. シリア政権は、同条約に関連したシリアの宣言に関連する検証された格差、矛盾および食い違いを緊急に解決しそして技術事務局が、現在、同条約および化学兵器禁止機関の執行理事会の決定EC-M-33/DEC.1³⁸により要求されたような、シリア・アラブ共和国の宣言と関連する提案が正確且つ完全であることを十分に検証できていないことを示しつつ、2016年2月22日付けの化学兵器禁止機関の事務局長の報告書³⁹において言及されたようにその化学兵器計画をことごとく取り除くために、シリア・アラブ共和国の必要性に特に重点を置いた、その化学兵器計画を全部宣言する要件を含む、その国際的義務を十分に遵守することを要求する。

³⁶ S/2016/738/Rev.1.

³⁷ S/2016/888.

³⁸ 安全保障理事会決議 2118 (2013)、添付文書 I。

³⁹ EC-81/HP/DG.1.

11. シリア化学兵器計画の完全な廃棄を確保し、そして化学兵器の何らかの更なる使用を予防するため、同条約の第IV条、第8項および第V条、第10項に従った厳重な検証のための追加の手続を要請する。

12. 重火器、空爆、クラスター弾、弾道ミサイル、樽爆弾、化学またはその他の兵器および文民に対するその他の軍事力、並びに戦争の方法としての一般住民の餓死、学校、病院および礼拝の場所に対する攻撃、大虐殺、恣意的な処刑、裁判外の殺害、平和的な抗議者、人権擁護者、およびジャーナリスト、自らの宗教または信念に基づく共同体の個人や構成員の殺害や迫害、恣意的な拘束、強制失踪、女性や子どもの権利侵害、少数者集団やシリア政権に反対する者の構成員の強制移送、治療に対するアクセスの違法な妨害、医療要員の尊重や保護がないこと、拷問、拘束中のレイプを含む、組織的な性的およびジェンダーに基づく暴力、そして虐待を用いた、学校、病院および礼拝の場所に対する攻撃を含む、文民または民用物を故意に標的としているものを含む、シリア当局、政府と協力関係にあるシャビア民兵および政府のために戦う者による人権と基本的自由の継続した広範かつ組織的な甚だしい違反および国際人道法のあらゆる違反を憂慮した最も強い文言で非難する。

13. 自らの宗教または信念に基づく共同体の個人や構成員の殺害や迫害を含む、武装した過激主義者によるあらゆる人権侵害または国際人道法の違反、並びに安全保障理事会によりテロリスト集団として指定された者を含む、国家でない武装集団による何らかの人権侵害または国際人道法違反を強く非難する。

14. テロ行為およびいわゆる ISIL（ダーシュとしても知られている）とアル・ヌスラ戦線により犯された文民に対する暴力並びに彼らの継続した甚だしい、組織的なまた広範な人権の侵害および国際人道法違反を憂慮した強く非難し、そしていわゆる ISIL（ダーシュとしても知られている）の行動を含む、テロリズムはいかなる宗教、民族または文明と関連づけることはできずまた関連づけるべきではないことを再確認する。

15. いわゆる ISIL（ダーシュとしても知られている）による女性と子どもの権利の甚だしい且つ組織的な侵害、とりわけ女性と女兒を奴隷にすることおよび性的搾取並びに侵害および子どもの強制勧誘と使用や拉致を含む、性的およびジェンダーに基づく暴力を、最も強い文言で非難する。

16. 調査委員会により強調されたように、地方の停戦合意の結果としての文民の強制移送を含む、シリア・アラブ共和国における住民の報告された強制移送、およびシリア当局、その盟友またその他の非国家主体により始められた過激な人口の変化の戦略に相当する、同国の人口統計学に関するその憂慮すべき影響を非難し、関係する全ての当事者に対し、戦争犯罪と人道に対する罪に相当する可能性のあるあらゆる活動を含む、これらの行動に関連するあらゆる活動を直ちに止めることを求め、そのような犯罪に対する刑事責任の免除は受け入れられないことに留意し、そのような国際法の違反に対して責任を有する者は、訴追されなければならないことを再確認し、そして将来の法的行動を考慮して証拠を集める努力を支援する。

17. その管轄権の下にあるあらゆる領域における拷問の行為を防止するため効果的な措置を講じるその義務を含む、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱又は刑罰に関する条約⁴⁰の下でのその義務についてシリア・アラブ共和国政府に注意を喚起し、そして同条約の全ての締約国に対し、同条約の第7条に含まれた引き渡しまたは訴追の原則に関するものを含む、同条約の下でのあらゆる関連する義務を遵守することを求める。

18. 情報機関により運営されているものを含む、政府の収容所におけるものを含む、性的暴力、虐待および搾取の報告された執拗且つ広範な使用を強く非難し、そしてそのような行為は、国際人道法の違反および国際人権法の違反と侵害を構成する可能性があることに留意し、そしてこれに関連して性的暴力犯罪に対する刑事責任の免除の支配的な傾向に深い懸念を表明する。

19. 子どもの勧誘および使用、殺害や傷害、レイプやあらゆるその他の形態の性的暴力、拉致、子どもに対する人道的アクセスの拒否、および学校と病院を含む、民用物に対する攻撃、並びに子どもたちの恣意的な逮捕、不法な拘束、拷問および虐待並びに人間の盾としての子どもの使用など、適用可能な国際法に違反して子どもに対して犯されたあらゆる違反と侵害をまた強く非難する。

20. シリア当局は、文民犠牲者の大多数、毎日の文民の殺害や傷害の件に対して依然として責任があるという2015年9月21日のシリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会の委員長により為された声明を想起し、2017年8月8日の調査委員会のつい最近の報告書³⁵を歓迎し、安全

⁴⁰ 国際連合、条約集、第1465巻、No. 24841.

保障理事会理事国に対するその概況説明について調査委員会に対し総会の謝意を表明し、そして調査委員会が、総会および安全保障理事会理事国への概況説明を続けることを要請する。

21. 強制失踪に対するシリア当局の責任を再確認し、シリア当局の強制失踪の使用は、人道に対する罪に相当するという調査委員会の評価に留意し、そして対象を特定した若者の失踪また強制的に勧誘しそして彼らを恣意的に引き止めるための機会としての停戦の利用を非難する。

22. シリア当局が、生存権および到達し得る最高水準の身体的および精神的健康に対する権利を含む、国際人権法の関連する規定の下での自らの義務に従って、公共医療に対する無差別のアクセスを促進しそして障害、脅威および身体的攻撃から医療要員と保健要員を尊重しまた保護することを要求する。

23. 医療要員と保健要員、彼らの輸送手段と装備に対する、並びに病院およびその他の医療施設に対するあらゆる攻撃を強く非難し、シリア・アラブ共和国の住民および保健医療制度に対するそのような攻撃の長期にわたる結果を憂慮し、そして人道職員および彼らの輸送手段、装備や施設は、国際人道法に従って守られなければならないことを再確認する。

24. 調査委員会によれば、とりわけシリア当局とその盟友による、オレム・アルクブラに対する攻撃におけるものを含む、多くの事例が、戦争犯罪に相当する、紛争の全ての当事者による国際人権法の重大な違反と侵害および国際人道法の違反が関与した 2016 年後半における東部アレッポに対する攻撃を示唆しているものを含む、アレッポに関するその報告書⁴¹における調査委員会の調査結果について総会の重大な懸念を表明する。

25. シリア・アラブ共和国における文民に対する悲惨なそしてとどまるところを知らないレベルの無差別攻撃、医療施設、要員および輸送並びに妨害されている人道援助輸送部隊を含む、保護されている人や物に対する対象を特定した攻撃、並びに強制失踪、即決処刑およびその他の違反や侵害に関する調査委員会の報告書に含まれた調査結果について、総会の重大な懸念をまた表明する。

26. シリア・アラブ共和国全土への直ぐの、完全なそして拘束を受けないアクセスを調査委員会

⁴¹ A/HRC/34/64.

に認めることによるものを含めて、シリア当局が調査委員会と十分に協力することを要求する。

27. シリア当局は、シリア住民を保護するその責任を果たすことをまた要求する。

28. 同地域に重大な悪影響を有している、あらゆる外国人テロ戦闘員およびシリア政権のために戦っている外国組織並びに外国人部隊のシリア・アラブ共和国における介入を強く非難し、彼らの関与が、人権および人道状況を含む、シリア・アラブ共和国における悪化している状況を更に悪化させることに深い懸念を表明し、そして全ての外国人テロ戦闘員およびシリア当局を支援して闘っている者、とりわけアルクッズ旅団、イラン・イスラム革命防衛隊およびヒズブッラーなどの民兵集団は、シリア・アラブ共和国から直ちに撤退することを更に要求する。

29. 全ての当事者が、国際人権法のあらゆる違反と侵害並びに国際人道法の違反に直ちに終止符をうつことを求め、文民と戦闘員の間を識別する国際人道法の下での義務および無差別且つ過剰な攻撃および文民と民用物に対するあらゆる攻撃の禁止を、とりわけ想起し、紛争の全ての当事者が、メディカル・センター、学校および給水所などの民用物に対して向けられた攻撃を止めることによるものを含めて、国際法を遵守した、文民を保護するためのあらゆる適切な措置を講じることを、またそのような施設を武装化することを慎み、人口密度の高い地域に軍事拠点を確立することを避けることを追求しそして負傷者と包囲された地区を逃れることを望むあらゆる文民の避難を可能にすることをさらに要求し、そしてこれに関連して、シリア当局が、その住民を保護することについての主要な責任を負っていることを想起する。

30. シリア・アラブ共和国で行われている、無差別で過剰な攻撃および戦争犯罪を構成する可能性のあるものを含む、保護された物に対するあらゆる攻撃を、最も強い文言で非難し、そして調査委員会に対し、あらゆるそのような行為を調査することを続けることを要請する。

31. シリア・アラブ共和国における文民犠牲者の圧倒的な多数は、空爆の過剰な使用により引き起こされたことを示している、シリア担当事務総長特使、ステファン・デ・ミストゥーラ氏により為された声明を想起し、シリア当局が、文民に対するあらゆる攻撃、あらゆる過剰な攻撃および人口密集地区における武器の無差別使用を直ちに止めることをこれに関連して要求し、そしてあらゆる状況において国際人道法を尊重する義務をこれに関連して想起する。

32. 国内または国際的なレベルでの公正で独立した調査および起訴を通して、そのいくつかは、戦争犯罪または人道に対する罪を構成する可能性のある、2011年3月以降にシリア・アラブ共和国において犯された、国際法、とりわけ国際人道法と人権法の違反に関与している犯罪についての説明責任の必要性を強調する。

33. 2011年3月以降、シリア・アラブ共和国において犯された国際法の下での最も重大な犯罪に責任を有する者の調査および起訴を支援する国際的な、中立かつ独立メカニズムを、決議71/248によって、設立するという総会の決定並びに同メカニズムの長の任命を歓迎し、全ての加盟国、紛争の当事者および市民社会組織に対し、関連する情報や文書の提供を通じたものを含めて、同メカニズムと十分に協力することを促し、調査委員会と緊密に協力するというその職務権限を強調し、そして同メカニズムに対し、シリアの市民社会組織との協議と協力を確実にするため特別な努力を払うことを更に促す。

34. 国際人道法の違反または人権法の違反と侵害に責任を有する全ての者は、補完の原則に従って、適切な公平かつ独立した国内または国際的な刑事司法手続を通して責任を問われることを確保する必要性を強調し、この目標に向けた現実的な措置を追求する必要性を強調し、そしてその理由で、安全保障理事会に対し、国際刑事裁判所がこれに関連して果たすことができる重要な役割に留意しつつ、説明責任を確保するための適切な行動を取ることを奨励する。

35. 同メカニズムの資金調達に対して、加盟国により為された自発的拠出を歓迎し、全ての加盟国に対し、この目的のために追加の財政的貢献を行うことを招請し、そして事務総長に対し、彼の次の予算提案に同メカニズムのために必要な資金調達を含めることを求める。

36. シリア・アラブ共和国における行為を調査しそしてシリア・アラブ共和国において犯された自らの管轄権の範囲内にある犯罪を起訴する国々による取組をまた歓迎し、そして同国々に対し、そうすることを続けることまた自国の国内法と国際法に従って国家間で関連する情報を共有することを奨励し、そしてその他の国家に対し同様のことを行うことを考慮することを奨励する。

37. シリア・アラブ共和国における悪化している人道状況を憂慮し、そして国際社会に対し、

同時に責任分担の原則を強調しつつ、シリア難民の増加している人道的必要性に対応することを受け入れ諸国および共同体に可能にするため緊急の財政支援を提供するための責任を引き受けることを促す。

38. 全てのドナーを含む、国際社会の全ての構成員に対し、自らの従前の誓約を遂行することそして国際連合、その専門機関およびその他の人道関係者に対し、国内および受け入れ諸国や共同体の両方の何百万ものシリアを立ち退かされたシリア人に人道援助を提供するため、切望していた援助を提供することを求める。

39. シリア難民を支援しそして受け入れるための措置や政策を導入してきた同地域以外の諸国の取組を歓迎し、彼らに対し、より多くのことを行うことを奨励し、そしてまた同地域以外のその他の国家に対し、保護と人道援助をシリア難民に提供することを目的として、同様の措置と政策を実施することを考慮することを奨励する。

40. 戦争の手段としての文民の餓死は、国際法の下で禁止されていることを強調しつつ、これに関連してシリア・アラブ共和国政府の主要な責任に特に留意しつつ、どこの地域からのものであれ、最近悪化してきた、文民に対する人道援助の意図的な拒否、またとりわけ医療援助の拒否および文民地区に対する水と衛生設備の撤回を強く非難し、そして悪化しつつある人道状況を憂慮する。

41. シリア当局および紛争のその他の全ての当事者が、安全保障理事会諸決議 2139 (2014)、2165 (2014)、2191 (2014)、2254 (2015)、2258 (2015) および 2332 (2016) に適合した、包囲されたまた到達しづらい地区へを含む、国際連合および人道関係者の完全な、直ぐの、妨げられないそして持続的なアクセスを邪魔しないことを要求する。

42. 非国家武装集団およびテロリスト集団、中でも注目すべきは、いわゆる ISIL (ダーシュとしても知られている) およびアル・ヌスラ戦線、により実行された、拉致、人質拘束、恣意的かつ外部との連絡を絶たれた拘束、拷問、罪のない文民の殺人および即決処刑を含む実行を強く非難し、そしてそのような行為は、人道に対する罪に相当する可能性があることを強調する。

43. 調査委員会および国際連合人権高等弁務官事務所の報告書において、並びに 2014 年 1 月

の「シーザー」により示された証拠において、またシリア軍事情報施設における、とりわけメッセの軍用空港収容施設および軍の治安ブランチ 215、227、248 と 291 における拘束者の広範な殺害の報告において、叙述されたように、シリア・アラブ共和国全土の収容所における苦痛と拷問、並びにティシュリーンとハラシュタを含む、軍事病院における拘束者の報告された殺害を憂慮し、政権が、サイドナヤ刑務所複合施設における収監者の大規模殺害を隠したことに深い懸念を表明し、シリア当局は、個人の恣意的な拘束を直ちに停止させ、女性、子ども、人権擁護者、人道援助提供者、医療要員およびジャーナリストを含む、不法に収容された全ての者を釈放し、そして収容施設における条件が、国際法に適合することを確保することを要求し、またシリア当局に対し、全ての収容施設の一覧表を公表しそして収容された者に関する情報をその家族に提供することを求める。

44. 適切な国際的な監視機関が、調査委員会の報告書において言及された全ての軍事施設を含む、政府の刑務所および収容所における収容者に対するアクセスが認められることになることを求める。

45. 全ての当事者が、種族的、宗教的および宗派の共同体の構成員を含む、文民と戦闘力を失っている人を保護するためあらゆる適切な手段を講じることを要求し、そして、その住民を保護する主要な責任は、シリア当局にあることを、これに関連して、強調する。

46. 2015年2月12日の2199(2015)と2017年3月24日の2347(2017)の安保理諸決議において安全保障理事会により示されたように、国際連合教育科学文化機関の世界遺産の場所である、パルミラとアレppoにおける広範な破壊、並びに文化財の組織的略奪と取引を念頭に置きつつ、シリア・アラブ共和国の文化遺産の損害および破壊を強く非難し、そして宗教、教育、芸術、科学または慈善目的専門の場所や建物に対する、または歴史的記念碑に対する違法な攻撃を指示することは、一定の状況の下でまた国際法に従って、戦争犯罪を構成する可能性があることを確認する。

47. 紛争の全ての当事者に対し、国際人道法により要求されているように、移動とアクセスの自由を害することなく、国際連合要員および関連要員、専門機関の要員および人道救援活動に従事しているその他の要員の安全と防護を確実にするためあらゆる適切な措置を講じることを促し、これらの取組を妨害または邪魔しない必要性を強調し、人道職員に対する攻撃は、戦争犯罪に相当する可能性があることを想起し、そして安全保障理事会は、いずれかのシリア当事者による安保理諸

決議 2139 (2012)、2165 (2014)、2191 (2014)、2234 (2015) および 2258 (2015) の不遵守の場合には、安保理が更なる措置を講じることを再確認したことをこれに関連して留意する。

48. 国際社会に対し、安全保障理事会により 2000 年 10 月 31 日の 1325 (2000)、2013 年 10 月 18 日の 2122 (2013) および 2015 年 10 月 13 日の 2242 (2015) の安保理諸決議において目論まれたように、シリア危機の政治的解決を見出すことを目的としたあらゆる努力において女性の指導力と完全かつ効果的な参加を支援することを促す。

49. シリア・アラブ共和国における紛争に対して政治的解決だけがあることを再確認し、シリア・アラブ共和国の国民の統一および領土保全に対する総会の公約をくり返し表明し、そして紛争の当事者に対し、2012 年 6 月 30 日のシリア行動グループの最終コミュニケ³³に基づく、安全保障理事会諸決議 2254 (2015) と 2268 (2016) に適合した、種族的、宗教的、言語的、ジェンダーまたはその他の理由に基づく派閥主義または差別の余地のない、また全ての国民が、ジェンダー、宗教または民族性に関わりなく平等な保護を受ける女性の完全且つ効果的な参加を伴う、市民の、民主的なそして多民族の国家を求めるシリア国民の合法的憧れを満たす、純粋な政治的移行に達するため人権、治安および人道状況の継続している悪化に貢献する可能性のある行動を控えることを促し、そして全ての当事者が、政府機関の継続性を確保すると同時に、相互の同意に基づいて形成されるものとする十分な執行権限を持った包括的な暫定統治機関の設立を通じたものを含めて、最終コミュニケの包括的な履行に向けて緊急に活動することを更に要求する。

第 73 回本会議

2017 年 12 月 19 日